

旅館業営業承継承認申請書（相続）

年 月 日

盛岡市保健所長 様

申請者  
住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

被相続人との続柄  
(電話 - - )

旅館業法第3条の4第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業施設	名 称	フリガナ  (電話 - - )
	所 在 地	盛岡市
営 業 の 種 別	旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業	
被相続人	住 所	
	氏 名	
相 続 開 始 年 月 日	年 月 日	
旅館業法第3条第2項各号該当の有無及び内容	有 ・ 無	※次頁を参照し、有無のいずれかを○で囲むこと。 有の場合は、該当する項目を○で囲むこと。

備考 次の書類を添付すること。

- (1) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- (2) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し（全ての相続人がわかるもの。）
- (3) 営業施設の周囲おおむね200メートルの地図（旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地がおおむね100メートル以内にあるときは、その距離を明示したもの。）

盛 岡 市  
収入証紙  
貼り付け  
(7,400 円)

※該当する項目を○で囲むこと。

旅館業法第3条第2項関係

- 1 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- 4 第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（第8号において「暴力団員等」という。）
- 6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの（第 号）
- ~~7 法人であって、その業務を行う役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者が  
あるもの（第 号）~~
- 8 暴力団員等がその事業活動を支配する者